

災害時における食料調達に関する応援協定書

岩手県（以下「甲」という。）と、公益社団法人岩手県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における食料調達に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩手県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に、要配慮者用の特殊栄養食品等の調達について協力を要請するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 乙は、甲から調達要請を受けたときは、可能な限り協力を行うものとする。

（調達物資の種類）

第3条 前条の規定により、甲が乙に調達を要請する要配慮者用の特殊栄養食品等は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

分類	種類
乳幼児用・妊産婦用食品	乳幼児用調製粉乳、乳児用調製液状粉乳 離乳食、幼児用食品 妊産婦、授乳婦用粉乳
病者用食品	低たんぱく質食品 アレルギー除去食品（乳児用調製粉乳含む） 無乳糖食品 総合栄養食品 糖尿病用組合せ食品 腎臓病用組合せ食品 経口補水液
えん下困難者用食品	えん下困難者用食品、とろみ調整用食品
栄養補給	特定保健用食品等
その他の食品	野菜ジュース、栄養補助食品等

（要請の手続等）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、下記に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等で要請し、後日、要請書を提出することができるものとする。

- （1） 納入日時
- （2） 納入場所
- （3） 調達要請品目と数量

（引渡し等）

第5条 特殊栄養食品等の納入場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により対応するものとする。

2 甲は、乙が規定により特殊栄養食品等を運搬する場合は、その車両が優先車両として運行できるように可能な限り配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙が納入した特殊栄養食品等の代金及び運搬に係る経費を負担するものとする。この場合において、特殊栄養食品等の代金は、災害発生前における小売価格を基準とする。

2 甲が、市町村等からの調達の求めに基づき、乙に要請する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特殊栄養食品等の調達に要した費用は、被災した自治体が負担するものとする。

（報告）

第7条 甲は、この協定に基づく特殊栄養食品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、特殊栄養食品等の調達可能数量等の報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては保健福祉部健康国保課とする。

（被災した都道府県への応援）

第9条 甲が被災した都道府県に対して食料の調達応援を行う場合においても、乙はこの協定の精神に基づき、できる限り協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申出がなければ、本協定と同一の内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保管するものとする。

令和8年7月6日

甲 岩手県
岩手県知事

達増拓也

乙 岩手県盛岡市中央通3丁目11-6 グランディール中央1階
公益社団法人岩手県栄養士会
会 長

吉岡美子